

【 歯科診療所用 】

令和 5 年 患者調査 調査の手引

目次

医療施設管理者の皆様へ	1	
1. 提出方法・調査票の種類	2	1
2. コールセンターの設置	5	2
3. 患者調査はオンラインでの回答が便利です	6	3
4. 電子調査票(オンライン)の取得・作成・提出	8	4
5. 電子調査票(CD-R 等)のダウンロード・作成・提出	12	5
6. データ読み込み機能について(歯科：電子調査票)	16	6
7. 調査票(紙)の取得・作成・提出	17	7
8. 記入要領	19	8
9. 調査結果	27	9
10. 患者調査関係法令	29	10
11. 質疑応答	32	11

医療施設管理者の皆様へ

厚生労働省の各種統計調査につきましては、かねてから格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

患者調査は、医療施設を利用する患者の疾病構造等を地域別に明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的として、3年に一度、500床以上の全ての医療施設及び全国から層化無作為抽出により選ばれた医療施設において実施いたします。

〔 ※歯科診療所については、都道府県別に抽出した約1,300施設（抽出率約0.2/10） 〕

今回、令和5年調査を実施するに当たり、貴施設に調査への回答をお願いすることになりました。

本調査におきましては、医療施設管理者の皆様をはじめとする調査関係者のご尽力があつてはじめて、信頼性と正確性の高い統計を得ることができます。

この『調査の手引』は、正確・円滑に本調査に回答していただけるよう、調査票の作成やとりまとめ等の具体的な方法について説明したものです。

貴施設におかれましては、ご負担をおかけすることになりますが、調査の趣旨をご理解いただき、本書を活用されまして、正確かつ迅速な患者調査の実施にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、この調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、調査票に記載された事項を統計作成以外の目的に用いることはありません。また、皆様に不利益なことの無いよう、秘密の保持には万全を期しております。何卒、調査の円滑な実施にご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）

1. 提出方法・調査票の種類

I. 提出方法について

調査票の提出方法は、貴施設において以下①～③の3つの方法により選択が可能です。

 すべての調査票を①～③のいずれか1つの方法で提出するようお願いいたします。

① 電子調査票(オンラインによる提出) ⇒利用については、6ページ～を参照

- 政府統計共同利用システムのオンライン調査システム(以下「オンライン調査システム」という。)にログインし、
(HTML 形式の場合)
電子調査票Web画面で入力します。

(Excel 形式の場合)

電子調査票(マクロ付き Excel ファイル)をダウンロードして、入力します。

- 入力後のファイルは、提出期限までにオンライン調査システムで送信処理を行うことで提出が完了します。
郵送や管理は不要です。

※報告者のログイン情報や統計調査の回答情報などの重要な情報について、盗み見等を防ぎ、安全な通信を行うために、インターネット通信経路上の情報のやりとりを暗号化していることから、外部に漏れることはありません。

※何らかの理由でオンライン調査システムにログインできない場合には、②または③の方法での提出をお願いします。

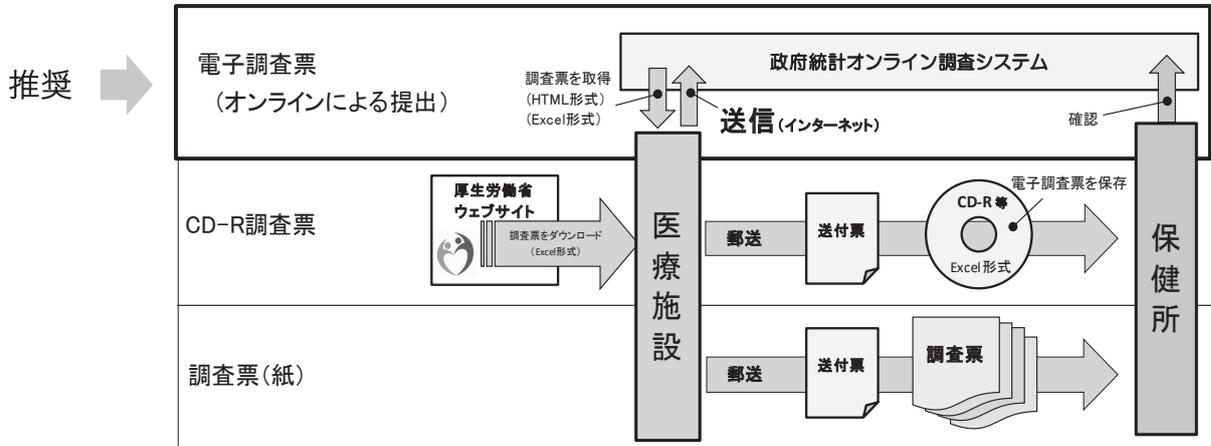
② 電子調査票(CD-R 等による提出) ⇒利用については、12 ページ～を参照

- 厚生労働省ウェブサイトからダウンロードした電子調査票(マクロ付き Excel ファイル)に入力します。
- CD-R 等に保存し、提出期限までに郵送等で管轄の保健所へ提出します。

③ 調査票(紙)による提出 ⇒利用については、17 ページ~を参照

・保健所から配布される紙の調査票に記入後、提出期限までに郵送等で管轄の保健所へ提出します。

※厚生労働省では、① 電子調査票(オンラインによる提出)を推奨しています。



1

II. 調査票の種類と作成対象

10月の調査日(厚生労働省が指定する1日)に貴施設を受診した患者について調査票を作成し、管轄の保健所が設定する提出期限までに、保健所あてに提出をお願いいたします。

調査日は、この「調査の手引」と同時に保健所から配布された別紙「調査へのご協力のお願ひ」で確認できます。

「調査へのご協力のお願ひ」の例

調査へのご協力のお願ひ

施設番号	(〇〇県) D-001
調査日	10月17日
調査の対象	外来

10/17(火)、10/18(水)、10/20(金)のいずれか1日を指定しています

↓

この場合、10月17日(火)に 外来診療したすべての患者について回答します。

<調査日のよくある質問> ⇒関連 質疑応答問1~2

・調査日当日が休診の場合の対応方法 ⇒質疑応答問2

2. コールセンターの設置

令和5年患者調査に関する調査項目、電子調査票(オンライン、CD-R等)の入力及び回答方法等調査全般に関するお問い合わせについて、専用のコールセンターを設置いたします。

例えば以下のようなお問い合わせも対応します。

- ・オンラインでの回答、電子調査票の機能の操作方法(機能の説明は、16ページ「6. データ読み込み機能について(歯科:電子調査票)」参照。)
- ・調査項目の記入に関すること
- ・変更後のパスワードがわからなくなった場合

※以下の内容については、コールセンターでは対応できないため、管轄の保健所にお問い合わせください。

- ・提出期限に関すること
- ・紙の調査票が不足している場合

令和5年 患者調査コールセンター



0120-855-112

開設期間：8月1日(火)～11月30日(木)
(月～金曜日(祝日を除く))

受付時間：午前9時～午後6時



3. 患者調査はオンラインでの回答が便利です

患者調査はオンラインでの回答が便利です

- ◆患者調査では、インターネットで回答できるオンライン調査を導入しています。オンラインで回答すると次のようなメリットがありますので、是非ご利用ください。

詳細は同封のリーフレット「患者調査はオンラインでの回答が便利です」をご覧ください。

メリット 1 調査票の郵送が不要、操作も簡単

- オンライン調査システムに回答データを送信するため、調査票の郵送が不要です。
- ログイン後、電子調査票を選択（HTML、Excel）、入力、チェック、保存したら回答データを送信します。

メリット 2 記入の負担が軽減

- 入力チェック機能で、入力方法をサポート。記入漏れ・誤りを防止します。
- レセプト情報読み込み機能（病院偶数票）、DPCデータ読み込み機能（病院退院票）、テキストデータ読み込み機能（全票）の活用により、手書き作業がなくなり記入負担が軽減されます。

オンライン調査システムはセキュリティも安全です

- オンライン調査システムには、ID、パスワード等により許可された統計担当職員しかアクセスできませんので、回答内容が他の人に見られることはありません。
- オンライン調査システムは、情報のやりとりを暗号化しています。報告者のログイン情報や統計調査の回答情報（患者情報）などの重要な情報が外部に漏れることはありません。

必要な通信環境・機器環境（令和5年6月現在）

- 通信環境は、ブロードバンドを推奨します。
- オンライン調査システムをご使用いただくには、以下の環境が必要です。
最新の推奨環境は、政府統計オンライン調査総合窓口にて御確認ください。
(https://www.e-survey.go.jp/recommended_env)

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※2） （Excel調査票をご利用の場合のみ）
Windows 11（※1）	Firefox 114 Google Chrome 114	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2021
Windows 10（※1）	Microsoft Edge 114	Microsoft Office Excel 2019 Microsoft Office Excel 2016
macOS 13.4	Safari 16	-

（※1）「デスクトップモード」の場合に限ります。

（※2）表計算ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。

- ・ Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応していません。
- ・ Excel のマクロ機能を有効にする必要があります。
- ・ また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合（※）があります。
（※）例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

4. 電子調査票（オンライン）の取得・作成・提出

! 調査日当日に受診した患者がいない等の理由で、調査票について報告する人数が0人の場合、電子調査票（オンライン）での提出は必要ありません。管轄の保健所に人数が0人であることをご連絡ください。

電子調査票(オンライン)の取得方法

8月下旬からログイン可能！

⇒取得方法の詳細は、同封のリーフレット「**患者調査はオンラインでの回答が便利です**」をご覧ください。

- ① インターネットブラウザを起動します。
アドレスバーに「<https://www.e-survey.go.jp/>」と入力し、「ENTER」キーを押します。



- ② トップページが表示されたら、「ログイン画面へ」をクリックします。



- ③ ログイン画面が表示されます。
「調査へのご協力をお願い」に印字された「政府統計コード」、「調査対象者ID」、「パスワード」を半角で入力し、「ログイン」をクリックします。

調査へのご協力をお願い	
政府統計コード	9N8M
調査対象者ID	XXXXXXXX
パスワード	ΔΔΔΔΔΔΔΔ
変更後パスワード メモ欄	

- ④ 「電子調査票」と操作用マニュアル「電子調査票利用ガイド」を取得します。

Excel、HTMLいずれの形式についても、「表示」部分（図内の点線四角部）から「電子調査票利用ガイド」をダウンロードし、電子調査票の操作方法の詳細を確認してからお進みください。

■ Excel形式

- ① 該当する調査票をクリックします。
- ② 表示された電子調査票をクリックします。
- ③ ファイルのダウンロードが始まりますので、ダイアログを閉じてください。
- ④ 「保存」の横の「▼」をクリックし、「名前を付けて保存」をクリックします。
- ⑤ 任意の保存先（デスクトップなど）を指定し、保存します。

実施時期	電子調査票 ?	①、②	ファイル形式	提出期限	記入例	状況 ?	③	回答日時
令和5年患者調査	令和5年患者調査オンライン調査票（病院票）		EXCEL形式	2023-XX-22		表示		

■ HTML形式

- ① 該当する調査票をクリックします。
- ② 調査票がウェブブラウザ上に表示されます。

実施時期	電子調査票 ?	①、②	ファイル形式	提出期限	記入例	状況 ?	③	回答日時
令和5年患者調査	令和5年患者調査オンライン調査票（病院票）		HTML形式	2023-XX-22		表示		

電子調査票(オンライン)の作成方法

⇒操作の詳細は、政府統計オンライン調査総合窓口からダウンロードした操作マニュアル「**電子調査票利用ガイド**」をご覧ください。

(Excel 形式の場合) 患者情報入力の前に必ず行う設定

- ・ダウンロードした電子調査票(マクロ付き Excel ファイル)を開き、「電子調査票利用ガイド」に従って環境設定を行います。
- ・環境設定が済んだら、「表紙」シートの右上「管理メニュー」ボタンから回答者情報を入力し、「保存」ボタンを押します。

患者情報の入力

- ・「電子調査票利用ガイド」に従って、患者情報を入力します。
- ・なお、読み込み機能を用いて入力することもできます。(機能の説明は、16ページ「6. データ読み込み機能について(歯科:電子調査票)」参照。)

・**各項目の選択方法について**⇒19ページ～「8. 記入要領」を参照してください。

電子調査票(オンライン)の提出方法 ※保健所から連絡のあった期限までに提出してください。

⇒操作の詳細は、政府統計オンライン調査総合窓口からダウンロードした操作用マニュアル「**電子調査票利用ガイド**」をご覧ください。

■ Excel 形式

- ① 電子調査票に、回答を入力します。
- ② 回答データの入力チェックを実行します。
- ③ 回答データにエラーがなくなったら、電子調査票の回答送信ボタンをクリックします。
- ④ ログイン情報の確認画面が表示されます。
- ⑤ 「政府統計コード」「調査対象者ID」を確認し、初回ログイン時に変更した「パスワード」を入力してから送信します。
- ⑥ 調査票回答の受付状況画面で、回答の受付結果を確認します。初回ログイン時に登録したメールアドレスに回答受付の確認メールが届きます。
- ⑦ オンライン調査システムをログアウトして回答は完了です。ご協力いただきありがとうございました。

■ HTML 形式

- ① 電子調査票に、回答を入力します。
- ② 回答データの入力チェックを実行します。
- ③ 回答データにエラーがなくなったら、電子調査票の回答データ送信ボタンをクリックします。
- ④ 調査票回答の受付状況画面で、回答の受付結果を確認します。
- ⑤ オンライン調査システムをログアウトして回答は完了です。ご協力いただきありがとうございました。

※HTML形式の調査票は、操作しないまま50分程度経過すると自動的にタイムアウトしますので、一時保存しておくなどの注意が必要です。

<オンラインによる提出の際の注意事項>

- ・送信処理を行うことでインターネットによる提出が完了とみなされます。保健所に定められた期限までに送信してください。
- ・一度提出した後、記入誤り等により修正する場合は、管轄の保健所に再送する旨を連絡した上で、修正のない項目を含めたすべてのデータが入力された電子調査票をオンライン調査システムで再送してください。
- ・すべての調査票をオンライン調査システムにより送信する場合、送付票の郵送は不要です。

(Excel 形式の場合) 送信エラーへの対処方法

(上記の送信方法で送信エラーになる場合)

通信環境・機器環境が適合していても、施設の情報セキュリティ環境により上記の方法で送信できないことがあります。その場合は、「電子調査票利用ガイド」に掲載されている別の送信方法をお試しください。

(「電子調査票利用ガイド」に記載されている提出方法のいずれでも送信できない場合)

12ページ～「5. 電子調査票(CD-R 等)のダウンロード・作成・提出」にしたがって、電子調査票(CD-R 等)により管轄の保健所に郵送等で提出してください。

5. 電子調査票（CD-R 等）のダウンロード・作成・提出

! 調査日当日に受診した患者がいらない等の理由で、調査票について報告する人数が0人の場合、電子調査票（CD-R 等）での提出は必要ありません。管轄の保健所に報告する人数が0人であることを連絡してください。

必要な通信環境・機器環境（令和5年6月現在）

- 通信環境は、ブロードバンドを推奨します。
- オンライン調査システムをご使用いただくには、以下の環境が必要です。
最新の推奨環境は、政府統計オンライン調査総合窓口にて御確認ください。
(https://www.e-survey.go.jp/recommended_env)

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※2） （Excel調査票をご利用の場合のみ）
Windows 11（※1）	Firefox 114 Google Chrome 114 Microsoft Edge 114	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2021 Microsoft Office Excel 2019 Microsoft Office Excel 2016
Windows 10（※1）		
macOS 13.4	Safari 16	-

（※1）「デスクトップモード」の場合に限ります。

（※2）表計算ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。

- ・ Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応していません。
- ・ Excel のマクロ機能を有効にする必要があります。
- ・ また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合（※）があります。
（※）例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

・オンラインでの提出、CD-R 等での提出が困難な場合は、紙の調査票での提出をお願いします。

電子調査票（CD-R 等）のダウンロード方法

インターネットブラウザで厚生労働省ウェブサイト（URL は以下を参照）へ接続し、「電子調査票」と操作マニュアル「電子調査票利用ガイド」をダウンロードします。

注意：厚生労働省ウェブサイトからダウンロードした電子調査票ではオンラインによる提出ができません。

■ 電子調査票（CD-R 等）掲載場所

「令和5年患者調査にご協力ください」

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/10-20-oshirase-2023.html>) 8月下旬に掲載予定！

また、本冊子8ページの「4. 電子調査票(オンライン)の取得・作成・提出」に記載されている、「電子調査票(オンライン)の取得方法」によってダウンロードした電子調査票もご使用いただけます。

電子調査票(CD-R等)の入力方法

⇒操作の詳細は、厚生労働省ウェブサイトからダウンロードした操作マニュアル「[電子調査票利用ガイド](#)」をご覧ください。

入力はオフラインでの作業となります。

ダウンロードした電子調査票をコピーし、複数人で手分けして入力した後、1つにまとめて提出することができます。

患者情報入力の前に必ず行う設定

- ・ダウンロードした電子調査票(マクロ付き Excel ファイル)を開き、「電子調査票利用ガイド」に従って環境設定を行います。
- ・環境設定が済んだら、「表紙」シートの右上「管理メニュー」ボタンから回答者情報を入力し、「保存」ボタンを押します。

患者情報の入力

- ・「電子調査票利用ガイド」に従って、患者情報を入力します。
- ・なお、読み込み機能を用いて入力することもできます。(機能の説明は、16ページ「6. データ読み込み機能について(歯科:電子調査票)」参照。)

・**各項目の選択方法について**⇒19ページ～「8. 記入要領」を参照してください。

電子調査票(CD-R等)の提出方法 ※保健所から連絡のあった期限までに提出してください。

⇒操作の詳細は、厚生労働省ウェブサイトからダウンロードした操作マニュアル「**電子調査票利用ガイド**」をご覧ください。

- ① 患者情報の入力完了したら、「電子調査票利用ガイド」に従い、作成した調査票について1回ずつ「提出用調査票ファイル作成」を実行します。
- ② 作成された提出用調査票ファイルを、CD-R等(書き換え防止の観点からCD-R、DVD-R、DVD+Rを推奨しますが、CD-RW、DVD-RW、DVD+RWも利用可能です)にコピーします。

! CD-R等には、提出用調査票ファイル以外のもの(CD-R調査票本体、作成結果ログ等)を格納しないでください。また、ファイルの圧縮やパスワードはかけないでください。

! 電子調査票は輸送時の破損等に備え、必ずバックアップを取り、令和6年3月末まで保存してください。

※保健所から件数等についての問い合わせが入る可能性があります。

- ③ コピー後、CD-R等のディスク本体及びケースにラベルをつけます。

<ラベルに記入すべき内容>

- ① 調査名
- ② 施設番号、施設名
- ③ 施設所在地
- ④ 提出年月日
- ⑤ 都道府県名、管轄する保健所名
- ⑥ 調査票ごとの記録件数

<ディスク本体に記入すべき内容>

- ② 施設番号、施設名
- ⑤ 都道府県名、管轄する保健所名

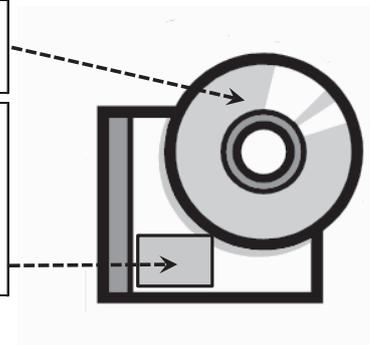
<記入例>

【CD-R等の本体に記入する事項】

- ② D-012 厚労歯科クリニック
- ⑤ 東京都 霞ヶ関保健所

【ラベル等に記入する事項】

- ① 患者調査
- ② D-012 厚労歯科クリニック
- ③ 東京都千代田区霞が関1-2-2
- ④ 令和5年11月15日提出
- ⑤ 東京都 霞ヶ関保健所
- ⑥ 歯科診療所票 : 25件



④ 送付票に施設名、調査票枚数等を記入します。(記入例:電子調査票(CD-R等)を提出する場合)

患者調査送付票
(医療施設用)

(文書番号)号
令和5年11月15日

霞が関 保健所長 殿

施設名 **厚生労働歯科医院**

施設管理者氏名 **厚生 太郎**

担当者氏名 **厚生 次郎**

所属

連絡先 (TEL) **03-5253-1111**

令和5年患者調査について (送付)

令和5年患者調査の調査票を次のとおり送付します。

CD-R等の送付枚数 → **1** 枚

	調査票(紙)	電子調査票 (CD-R等による提出)	電子調査票 (オンラインによる提出)			
			HTML形式	Excel形式		
	調査票枚数・患者数	データ件数	データ件数	データ件数		
病院	病院入院(奇数)票	枚	件	件	件	
	病院外来(奇数)票	枚	件	件	件	
	病院 (偶数)票	入院	調査票枚数	枚	件	件
			患者数	人		
		外来	調査票枚数	枚	件	件
			患者数	人		
病院退院票	枚	件	件	件		
一般診療所	一般診療所票	入院	枚	件	件	
		外来	枚	件	件	
	一般診療所退院票	枚	件	件	件	
歯科	歯科診療所票	枚	25 件	件	件	

注) 該当する欄のみ記入してください。
なお、電子調査票(オンラインによる提出)のみ提出の場合、この送付票の作成は不要です。

提出する電子調査票のデータ件数を記入します。

文書番号は、貴施設の文書管理上記入が必要であればご記入ください。(任意)

提出日を記入します。

施設情報等を記入します。

CD-Rの提出がある場合は、提出枚数を記入します。

⑤ 送付票・データを保存した CD-R 等を梱包し、定められた期限までに管轄の保健所長に郵送等で提出します。

- ! 提出の際は破損防止のため、ケース等にて梱包するようお願いいたします。
- ! 電子メールでの提出は受付しておりません。

6. データ読み込み機能について（歯科：電子調査票）

電子調査票には、医療施設が保有する情報を、調査票に読み込む機能を搭載しています。

○ 既存の電子カルテ等の患者情報から作成したテキストデータ

厚生労働省が指定するテキスト形式(※)で調査票データをあらかじめ作成しておき、この読み込み機能を使用することにより、電子調査票の該当項目に読み込むことができます。一部空欄の項目があっても読み込みは可能ですが、未入力の項目については、読み込み後に電子調査票に手作業で入力する必要があります。

<※テキスト形式の詳細>

■ テキストファイル作成要領掲載場所

「令和5年患者調査にご協力ください」

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/10-20-oshirase-2023.html>)

→ 「テキストファイル作成要領」

7. 調査票（紙）の取得・作成・提出

! 調査日当日に入院した患者、受診した患者及び退院した患者がいない等の理由で、すべての調査票について報告する人数が0人の場合、調査票（紙）での提出は必要ありません。管轄の保健所に報告する人数が0人であることをご連絡ください。

調査票（紙）の取得方法

調査票（紙）は、管轄の保健所からこの手引と一緒に配布されます。

・調査票（紙）が足りない場合

追加配布いたします。管轄の保健所にご連絡ください。

・調査票（紙）が不要な場合

電子調査票を使用する等の理由で調査票（紙）が不要な場合は、お手数ですが貴施設で破棄をお願いいたします。調査票は保健所に返却する必要はありません。

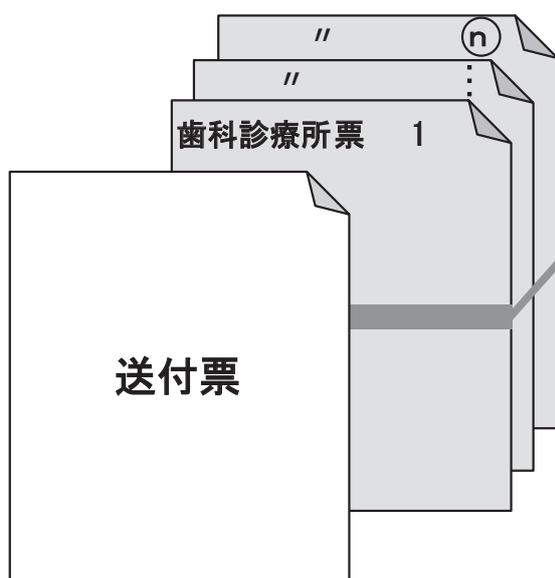
調査票（紙）の記入方法

⇒19ページ～「8. 記入要領」を参照しながら記入をお願いいたします。

記入の際に守ること

- ・ 黒（青）インク又は黒（青）ボールペンなどの消えないインクを使用し、文字は楷書ではっきりと記入してください。
- ・ 数字は、1・2・3……のように算用数字（アラビア数字）を用いて記入してください。
- ・ 調査事項のうち選択項目の頭に数字が印刷してあるものは、該当する数字を○で囲んでください。
例： ① 男 2 女
- ・ 記入を誤ったときは2本の横線を引いて消し、上部の余白等を用いて正しく記入してください。
! 修正液や修正テープを用いたり、紙を貼ったり、削って消したり、塗りつぶしたり等はしないでください。
- ・ 記入後は、診療録（カルテ）等からの転記ミス、記入漏れがないか確認してください。

調査票(紙)の提出方法



調査票の記入が終わったら、送付票を記入し、左図のように調査票をまとめます。

(送付票の記入方法は「5. 電子調査票(CD-R等)のダウンロード・作成・提出」の「電子調査票(CD-R等)の提出方法」の④(15ページ)参照。)

- ① 調査票右肩の患者番号順に並べます。
- ② 調査票の最後の患者番号を○で囲みます。(ここではnと表しますが、調査票の最後の患者番号のことを指します。)
- ③ 調査票を束ねます。2束以上になるときは、それぞれの束の一番上に紙を封入する等して、「施設番号」及び「○括りのうち○括り」とわかるように記入します。(例:「D-001 歯科診療所票 2-1」「D-001 歯科診療票 2-2」等)
- ④ 送付票・調査票が破損や散逸しないように封筒や箱等で梱包して、管轄の保健所に提出します。

※保健所への送付にかかる費用を負担する必要はありませんので、提出方法については保健所の指示にしたがってください。

8. 記入要領

黄緑色の調査票

作成の対象は、3ページ参照。

(1) 性別、(2) 出生年月日

秘 統計法に基づく国の基幹統計調査です。 調査票情報の秘密の保護に万全を期します。	患者調査		厚生労働省	
	歯科診療所票			
記入上の注意 ※印欄には、記入しないでください。	令和5年10月17・18・20日 (指定された1日)			
(1) 性別	1 男 2 女	(2) 出生年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正 5 明治	年 月 日

施設番号

- ・別紙「調査へのご協力のお願ひ」に記入された施設番号の数字3桁を転記します。
- ・番号が3桁に満たない場合(1~99)は、001~099のように「0(ゼロ)」で埋めます。

患者番号

- ・記入終了後、1から始まる一連番号を記入し、最後の番号を○で囲みます。(例:調査票が全部で5枚の場合、最後の調査票の患者番号は「⑤」とします。)

(1) 性別

- ・いずれかの1つの数字を○で囲みます。

(2) 出生年月日

- ・元号の数字を1つ○で囲み、出生年月日を記入します。

(3) 患者の住所

(3) 患者の住所	1 当院と同じ都道府県内	
	2 当院とは別の都道府県	→ <input type="text"/> 都道府県

- ・「1 当院と同じ都道府県内」「2 当院とは別の都道府県」のいずれかの数字を○で囲みます。(保険証の住所と実際に住んでいる場所が異なる場合、実際に住んでいる場所を優先します。)
- ・「2」を選択した場合は都道府県名を記入します。
- ・外国人旅行者の場合は、「2」を選び枠内に「外国」と記入します。
- ・住所不定または不詳の場合は、「2」を選び枠内に「不詳」と記入します。

(4) 外来の種別

(4) 外来の種別	初診	1 通院 2 訪問診療	}	→	【「3」～「5」の場合は、月日を記入してください。】 前回診療月日又は前回訪問月日 令和 5 年 月 日
	再来	3 通院 4 訪問診療 5 歯科医師以外の訪問			

※1つまで!

- ・1～5の中から、該当する数字を1つ選び○で囲みます。
- ・必ずしも、診療報酬請求上の取り扱いとは一致しません。

前回診療月日又は前回訪問月日

- ・「(4) 外来の種別」で再来(3～5)を選択した場合は、前回診療月日又は前回訪問月日を必ず記入します。

「外来の種別」の選択肢

初診	<p>調査日に初めて診療した場合。</p> <p><input type="radio"/> 以前別の傷病等のために受診したことがあるものの、今回の目的では初めてとなる場合も含む</p> <p><input type="radio"/> 今回と同じ傷病等のために以前受診したことがあるが、前回診療月日又は前回訪問月日が令和4年以前の場合も含む</p>
1 通院	患者が来院し、診療を受けた場合
2 訪問診療	居宅において療養を行っている患者であって、通院が困難な者に対して、その同意を得て計画的な医学管理の下に、定期的に医師・歯科医師が訪問して診療を行う場合
再来	<p>・調査日に再診した場合</p> <p>✕ 以前診察を受けたものの、今回は別の傷病で診療を受けた場合は、初診へ</p> <p>✕ 前回診療月日又は前回訪問月日が令和4年以前の場合は、初診へ</p> <p>・調査日に同一患者が複数回受診したことによって3～5が重複した場合は、最初に診療したものを記入します。</p> <p>・3～5を選択した場合は、前回診療月日又は前回訪問月日を必ず記入します。</p>
3 通院	患者が来院し、診療を受けた場合
4 訪問診療	居宅において療養を行っている患者であって、通院が困難な者に対して、その同意を得て計画的な医学管理の下に、定期的に医師・歯科医師が訪問して診療を行う場合
5 歯科医師以外の訪問	居宅において療養を行っている患者であって、通院が困難な者に対して、その同意を得て計画的な医学管理の下に、定期的に医師・歯科医師以外の者が訪問して実施される場合



外来の種別で「3～5」(再来)を選択した場合は、前回診療月日又は前回訪問月日を記入します。

- ・退院後、初めて外来で通院した場合は退院日を記入します。
- ・前回診療月日又は前回訪問月日が令和4年以前の場合は初診とし、この欄は空欄として問題ありません。

～～(外来の種別)選択肢に迷う例～～ ⇒関連 質疑応答問7～9

- ・同日に2回受診した場合 ⇒質疑応答問5
- ・電話再診の場合 ⇒質疑応答問8

(5) 傷病名

(5) 傷病名	傷病名 (下記の傷病名から、該当するもの1つに○印をつけてください。)
	<ul style="list-style-type: none"> 01 う蝕症(C) 02 歯髄炎(Pul)、歯髄壊疽(Pu壊疽)、歯髄壊死(Pu壊死) 03 歯根膜炎(Per) 04 歯槽膿瘍(AA)、歯根嚢胞(WZ) 05 歯肉炎(G) 06 慢性歯周炎(P) 07 歯肉膿瘍(GA)、その他の歯周疾患 08 智歯周囲炎(Perico) 09 その他の歯及び歯の支持組織の障害 10 じょく瘡性潰瘍(Dul)、口内炎(Stom)等 11 その他の顎及び口腔の疾患 12 歯の補てつ(冠) 13 歯の欠損補てつ(ブリッジ、有床義歯、インプラント) 14 歯科矯正 15 外因による損傷 16 検査・健康診断(査)及びその他の保健医療サービス

※1つまで!

▪調査日現在、主として治療または検査している病態について、01～16の中から該当する数字を1つ選び、○で囲みます。

(参考)

01 う蝕症	エナメル質初期う蝕を含みます。
09 その他の歯及び歯の支持組織の障害	01 う蝕～ 08 智歯周囲炎 以外の歯の疾患をいいます。 <例> 歯の発育及び萌出異常、不正咬合等
11 その他の顎及び口腔の疾患	顎、唾液腺、口腔内、舌、口唇等の疾患をいいます。 <例> 顎嚢胞、顎骨骨髓炎、唾液腺炎、舌炎等 <除外>じょく瘡性潰瘍(傷病名を記入します。)
16 検査・健康診断(査)及びその他の保健医療サービス	<例> 歯科検診、予防処置、診断書の交付 等

(6) 診療費等支払方法

<p>(6) 診療費等支払方法</p> <p>該当するものすべてに○印をつけてください。</p> <p>なお、介護保険サービス利用者で、医療保険等と公費負担医療を併用している場合は、それらの両方について選択してください。</p>	<p>1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)</p>	<p>I (医療保険等)</p> <p>01 健康保険・各種共済組合(本人) 05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)</p> <p>02 健康保険・各種共済組合(家族) 06 労働災害・公務災害</p> <p>03 国民健康保険 07 自動車損害賠償保障法</p> <p>04 退職者医療 08 その他</p>
	<p>2 医療保険等、 公費負担医療</p> <p>3 介護保険 (介護扶助を含む)</p>	<p>II (公費負担医療)</p> <p>09 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (育成医療、更生医療、精神通院医療)</p> <p>11 生活保護法(医療扶助)</p> <p>12 その他の公費負担によるもの</p>

負担区分

※複数選択可!

- ・1～3のうち、該当する数字をすべて○で囲みます。
- ・2を選ばなかった場合は(7)へ。

2がある場合のみ!
I, IIに進む!

★25～26ページ参照

I (医療保険等)

※1つまで!

- ・負担区分で2を選択したときだけ回答!
- ・該当する数字を1つ選び、○で囲みます。(「II (公費負担医療)」に該当があり、「I (医療保険等)」の該当がなしの場合は、○をつけなくて問題ありません。)

II (公費負担医療)

※複数選択可!

- ・負担区分で2を選択したときだけ回答!
- ・09～12の中から該当する数字をすべて○で囲みます。

負担区分

今回の診療に関する支払方法について、1～3のうち該当する数字すべてを○で囲みます。(複数回答可)

1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)	<input type="radio"/> 診療費、介護サービス費、健康診断(査)、予防接種等のすべてまたは一部を自費で支払う場合を含む。 <input type="radio"/> 保険外併用療養費(※)に係る自己負担分を支払う場合を含む。 (※) 特別の病室の提供(差額ベット)、前歯部の鑄造歯冠修復、予約に基づく診療、診断書の発行等 <input type="radio"/> 各種健康保険より支払われる出産一時金を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 医療保険等により支払った際の自己負担(3割等)は含まない。 <input checked="" type="checkbox"/> 入院の際にかかる病衣レンタル代、テレビカード代、おむつ代は診療費に当たらないため、含まない。
2 医療保険等、 公費負担医療	診療費を医療保険等または公費負担医療で支払う場合 ⇒ 「Ⅰ(医療保険等)」及び「Ⅱ(公費負担医療)」から該当するものを選択
3 介護保険 (介護扶助を含む)	介護サービス費を介護保険または生活保護法による介護扶助で支払う場合

Ⅰ (医療保険等)

・「Ⅰ(医療保険等)」の01～08のうち、該当するものを1つ○で囲みます。

・「Ⅱ(公費負担医療)」に該当があり、「Ⅰ(医療保険等)」の該当がなしの場合は、○をつけなくて構いません。

01・02 健康保険・各種共済組合 (本人・家族)	全国健康保険協会管掌健康保険・健康保険組合・各種共済組合の被保険者または被扶養者として支払われるもの <input type="radio"/> 健康保険組合等の特例退職被保険者を含みます
03 国民健康保険	国民健康保険の被保険者として支払われるもの <input type="radio"/> 国民健康保険組合を含む <input checked="" type="checkbox"/> 退職者医療制度が適用されているものを除く
04 退職者医療	<u>国民健康保険の被保険者</u> であって、退職者医療制度が適用されているもの <input checked="" type="checkbox"/> 健康保険組合等の特例退職被保険者とは異なります。(健康組合等の特例退職被保険者は、退職前に加入していた医療保険を選択してください。)
05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康診査及び医療の対象とされているもの
06 労働災害・公務災害	労働者災害補償保険法・国家公務員災害補償法等の法令に基づいて業務上、公務上の災害に対して療養補償費が支給されるもの(療養を給付される場合を含む。)
07 自動車損害賠償 保障法	自動車の運行によって傷害を受けた場合で、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の保険金により、当該傷害の治療費が支払われるもの
08 その他	Iの「01～07」、IIの「09～12」のいずれにも該当しないもの(船員保険、自衛官本人等)

II (公費負担医療)

- ・「II (公費負担医療)」の09～12のうち、該当するものをすべて○で囲みます。
- ・「I (医療保険等)」に該当があり、「II (公費負担医療)」の該当がなしの場合は、○は不要です。

09 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が適用されているもの
10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(育成医療、更生医療、精神通院医療)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条が適用されているもの
11 生活保護法(医療扶助)	生活保護法第11条第1項第4号による医療扶助を受けたもの
12 その他の公費負担によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の法律(戦傷病者特別援護法、難病の患者に対する医療等に関する法律等)による公費負担医療 ・市区町村や都道府県で行っている公費負担医療によるもの (例:乳幼児医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、前期高齢者の高齢受給者証 等)

～～(診療費等支払方法)選択肢に迷う例～～ ⇒関連 質疑応答問14～22

- ・同日に2回受診した場合 ⇒質疑応答問5
- ・支払方法に変更があった場合 ⇒質疑応答問14
- ・当日の診療について一旦自費等で支払っているが、後に返金の上、別の支払方法への変更となった場合 ⇒質疑応答問17
- ・自動車保険の任意保険での支払いの場合 ⇒質疑応答問18
- ・窓口で患者が支払うお金が0円の場合 ⇒質疑応答問22

<記入例(診療費等支払方法)>

本人の加入する社会保険の保険証で保険診療を受けた患者の場合

<p>(6) 診療費等支払方法</p> <p>該当するものすべてに○印をつけてください。</p> <p>なお、介護保険サービス利用者で、医療保険等と公費負担医療を併用している場合は、それらの両方について選択してください。</p>	<p>1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)</p>	<p>I (医療保険等)</p> <p>01 健康保険・各種共済組合(本人)</p> <p>02 健康保険・各種共済組合(家族)</p> <p>03 国民健康保険</p> <p>04 退職者医療</p>	<p>05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)</p> <p>06 労働災害・公務災害</p> <p>07 自動車損害賠償保障法</p> <p>08 その他</p>
	<p>2 医療保険等、公費負担医療</p>	<p>II (公費負担医療)</p> <p>09 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (育成医療、更生医療、精神通院医療)</p> <p>11 生活保護法(医療扶助)</p> <p>12 その他の公費負担によるもの</p>	
	<p>3 介護保険 (介護扶助を含む)</p>		

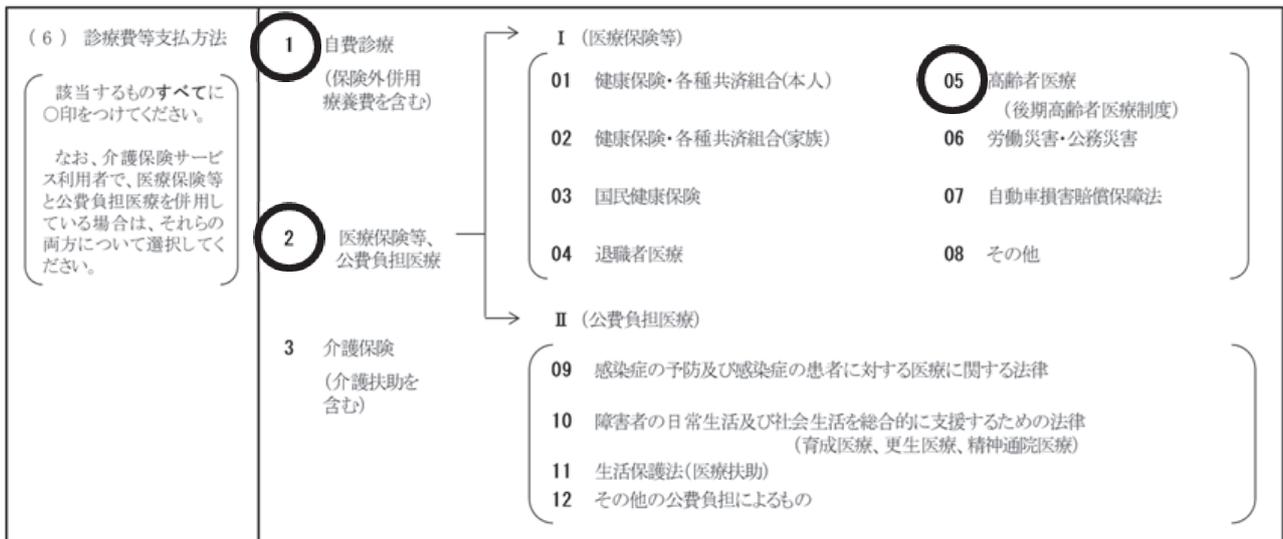
国民健康保険 及び 自治体による心身障害者医療費助成制度の受給者証で保険診療を受けた患者の場合

<p>(6) 診療費等支払方法</p> <p>該当するものすべてに○印をつけてください。</p> <p>なお、介護保険サービス利用者で、医療保険等と公費負担医療を併用している場合は、それらの両方について選択してください。</p>	<p>1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)</p>	<p>I (医療保険等)</p> <p>01 健康保険・各種共済組合(本人)</p> <p>02 健康保険・各種共済組合(家族)</p> <p>03 国民健康保険</p> <p>04 退職者医療</p>	<p>05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)</p> <p>06 労働災害・公務災害</p> <p>07 自動車損害賠償保障法</p> <p>08 その他</p>
	<p>2 医療保険等、公費負担医療</p>	<p>II (公費負担医療)</p> <p>09 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (育成医療、更生医療、精神通院医療)</p> <p>11 生活保護法(医療扶助)</p> <p>12 その他の公費負担によるもの</p>	
	<p>3 介護保険 (介護扶助を含む)</p>		

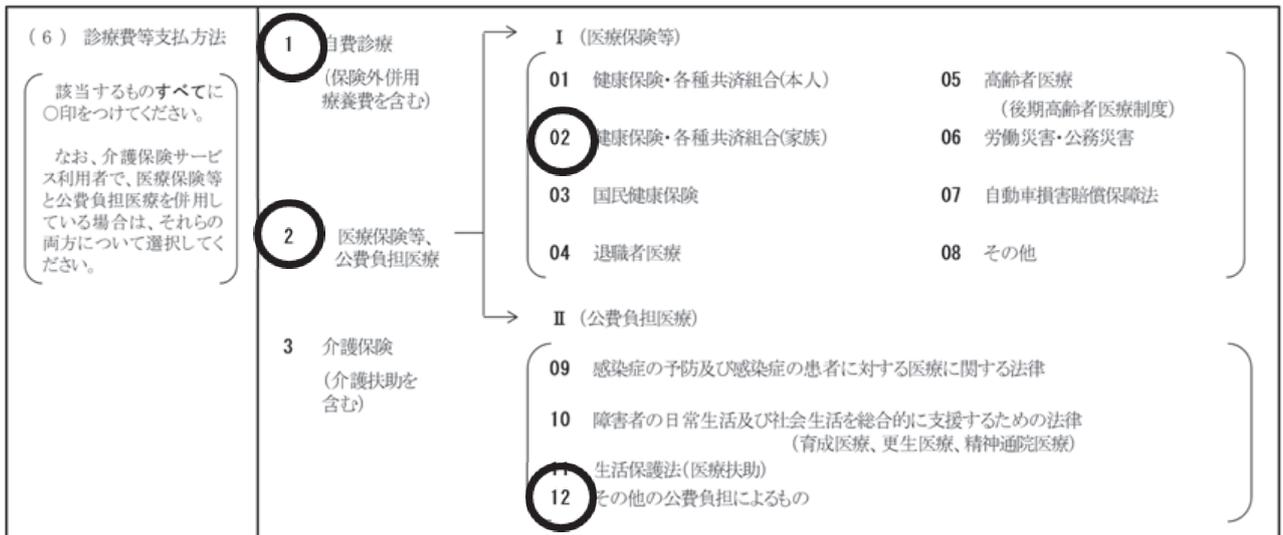
国民健康保険 及び 高齢受給者制度(前期高齢者)の受給者証で保険診療を受けた患者の場合

<p>(6) 診療費等支払方法</p> <p>該当するものすべてに○印をつけてください。</p> <p>なお、介護保険サービス利用者で、医療保険等と公費負担医療を併用している場合は、それらの両方について選択してください。</p>	<p>1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)</p>	<p>I (医療保険等)</p> <p>01 健康保険・各種共済組合(本人)</p> <p>02 健康保険・各種共済組合(家族)</p> <p>03 国民健康保険</p> <p>04 退職者医療</p>	<p>05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)</p> <p>06 労働災害・公務災害</p> <p>07 自動車損害賠償保障法</p> <p>08 その他</p>
	<p>2 医療保険等、公費負担医療</p>	<p>II (公費負担医療)</p> <p>09 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (育成医療、更生医療、精神通院医療)</p> <p>11 生活保護法(医療扶助)</p> <p>12 その他の公費負担によるもの</p>	
	<p>3 介護保険 (介護扶助を含む)</p>		

↓ 後期高齢者医療制度の適用を受ける患者が、保険での治療に加えて保険適用外の材料を使用した場合



↓ 保険診療(社保家族+自治体による乳幼児医療費助成)に加えて、診断書の発行(自費)を行った場合



9. 調査結果

調査結果はご協力いただいた調査票をもとに、地域や患者の属性別等に分類し統計数値として集計し、厚生労働省ウェブサイト及び政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載します。わが国における医療行政の基礎資料や、各都道府県で策定する医療計画の基礎資料となっているほか、国民、研究者、報道関係者等に幅広く活用されております。

なお、前回調査(令和2年)の結果につきましては、以下に掲載しておりますのでご参照ください。

○ 令和2年患者調査の概況

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/20/index.html>

○ 令和2年患者調査の結果表(全国編報告書・閲覧、都道府県編報告書・閲覧、二次医療圏編報告書・閲覧)

(URL) <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450022&tstat=000001031167>

(または) 政府統計の総合窓口(e-Stat) → 統計データを探す → 分野から探す
→ 社会保障・衛生 → 患者調査

○ 令和2年患者調査 傷病分類編(傷病別年次推移表)

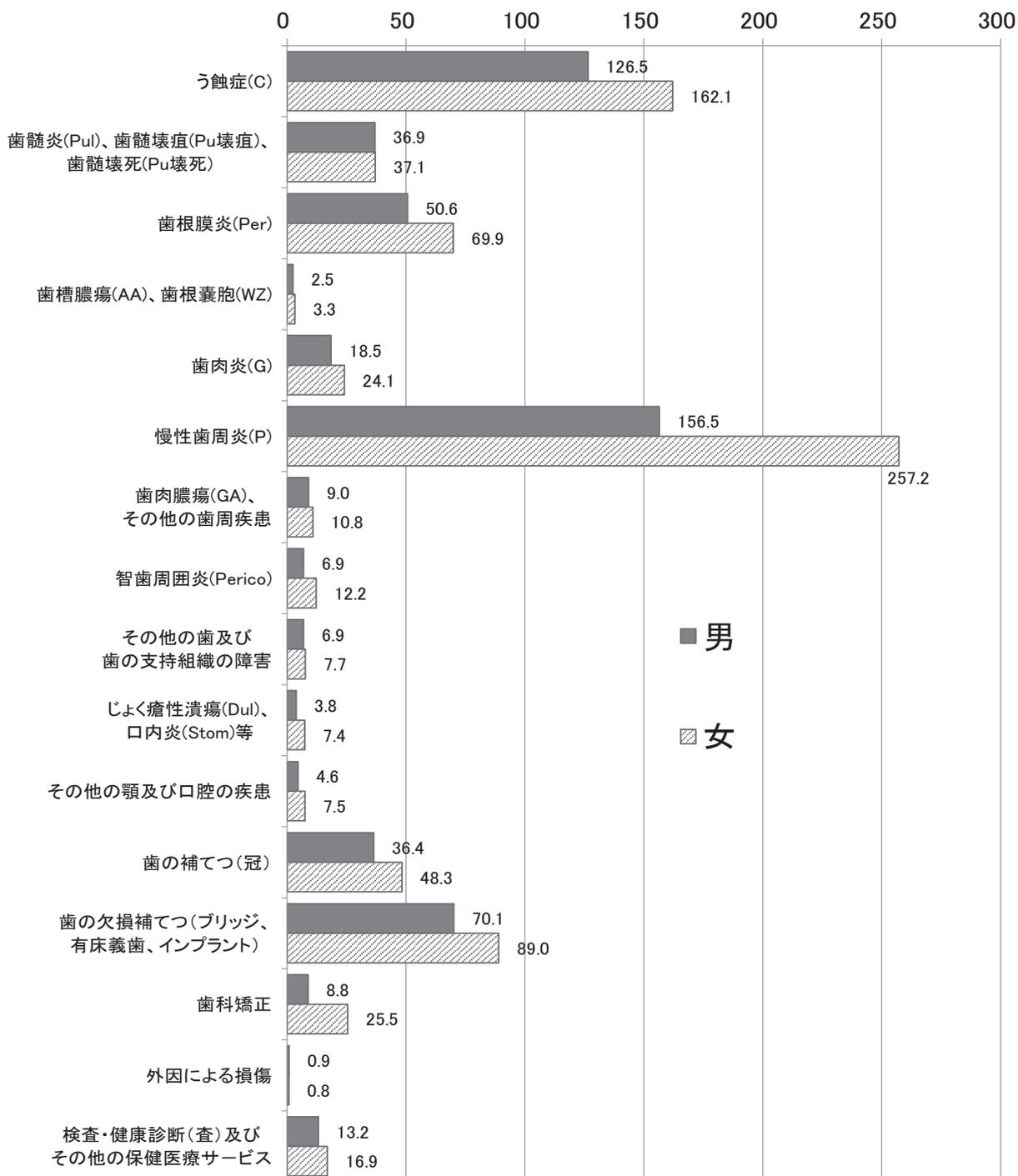
(URL) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/10syoubu/index.html>

(参考)令和2年患者調査の主な調査結果

歯科診療所における性・歯科分類別推計患者数

令和2年10月

(単位:千人)



10. 患者調査関係法令

(1) 統計法に定められた統計調査

国や、地方公共団体が統計調査を実施する場合の基本的な事項を定めた法律として統計法(平成 19 年法律第 53 号)があり、患者調査は、この統計法の規定による『基幹統計』となっています。

また、患者調査に関する事務は、統計法施行令(平成 20 年政令第 334 号)の中で、法定受託事務と位置付けられています。

【統計法】(抄)

(定義)

第 2 条

1~3(略)

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

1~2(略)

3 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

5(略)

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7~12(略)

(基幹統計の指定)

第 7 条 総務大臣は、第 2 条第 4 項第 3 号の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならない。

2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 前 2 項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。

【統計法施行令】(抄)

(地方公共団体が処理する事務)

第 4 条 基幹統計調査に関する事務のうち、別表第 1 の第 1 欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第 2 欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第 3 欄に掲げる事務を、市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)が同表の第 4 欄に掲げる事務を行うこととし、(中略)行うこととする。

2~3(略)

(2) 患者調査の実施方法

調査の時期、調査の対象、調査事項など患者調査を実施するための具体的事項は、「患者調査規則」(昭和 28 年厚生省令第 26 号)に定められています。

【患者調査規則】(抄)

(調査の期日)

第 4 条 患者調査は、3 年目ごとの各年の厚生労働大臣の定める期日によつて行う。ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の患者調査を行うことができる。

(調査客体)

第 5 条 患者調査は、厚生労働大臣が指定する医療施設における患者について行う。

(3) 報告義務及び守秘義務

患者調査は、医療施設を利用する患者の傷病の状況等、患者の実態を明らかにすることを目的として実施されています。また、調査票に記載された事項を統計目的以外に用いること、調査で知り得た事項や調査票の記入内容を他に漏らすことを統計法では禁じており、厳しい罰則も定められています。

【統計法】(抄)

(報告義務)

第 13 条 行政機関の長は、(中略)基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3(略)

(調査票情報等の利用制限)

第 40 条 行政機関の長、指定地方公共団体の長(中略)は、この法律(中略)に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2~3 (略)

(守秘義務)

第 41 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

1~4(略)

5 地方公共団体が第 16 条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、(中略)の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

6 (略)

(罰則)

第 57 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

1 (略)

2 第 41 条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

3 (略)

2 (略)

第 59 条 第 41 条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第 60 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

1 第 13 条に規定する基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体の報告を妨げた者

2 基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第 61 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

1 第 13 条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体(法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者)

2～3 (略)

【患者調査規則】(抄)

(報告の義務)

第 9 条 第 5 条の規定により指定された医療施設の管理者は、第 6 条第 1 項各号に掲げる事項について、調査票に記入し、都道府県知事の定める期限までにその医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

11. 質疑応答

目 次

11. 質疑応答	32
調査日	34
問 1. 調査日とは、その日の午前0時からいつまでか。	34
問 2. 10月の調査日が休診の医療施設は、どのような対応をとるべきか。調査日を変更して調査するのか。	34
調査票	34
問 3. 医療施設で調査票作成する際に欄外に患者のID番号や患者名を記入してもよいか。	34
調査対象	34
問 4. 市町村主催の健康診断を施設が受託している場合、健康診断を受けに来た患者は調査対象となるか。	34
問 5. 患者が同じ日に2回受診(同日再診)した場合、調査票は別々に作るべきか。「外来の種別」、「受療の状況(歯科診療所票は「傷病名」)」、「診療費等支払方法」は、どのように回答すべきか。	34
提出方法	34
問 6. 同一の施設で、複数の提出方法(電子調査票(オンライン)、電子調査票(CD-R等)、調査票(紙)から2つ以上)を併用して提出してもよいか。	34
調査項目	35
【外来の種別】	35
問 7. 調査日に治療を受けた傷病とは別の傷病で過去に施設を訪れていた場合、「初診」、「再来」のどちらに該当するか。	35
問 8. 電話再診の場合、「3 通院」、「4 往診」のどちらに該当するか。	35
問 9. (歯科診療所)調査日の午前中に歯科医師が訪問診療を行い、午後には歯科衛生士が訪問した場合、「外来の種別」は「4 訪問診療」、「5 歯科医師以外の訪問」のどちらに該当するか。	35
【受療の状況】	35
問 10. 健康診断を受けた患者に異常が見つかり、そのまま治療を受けた場合、「受療の状況」は「1 傷病の診断・治療」、「4 健康者に対する検査、健康診断(査)・管理」のどちらに該当するか。(歯科診療所票の場合、「傷病名」は「16 検査・健康診断(査)及びその他の保健医療サービス」、「01~15(治療を受けた傷病名)」のどちらに該当するか。)また、「診療費等支払方法」について、健康診断にかかった分と治療にかかった分を別々に支払うケースと、治療にかかった分も健康診断の診療費の一部として支払うケースとがあるが、どのように回答すべきか。	35
問 11. 複数の傷病名がある場合、何を基準にして主傷病名を選ぶべきか。診療報酬の高い傷病名を主傷病名としてよいか。	35
問 12. 傷病Aで通院していた患者が、調査日に異なる傷病Bで診療を受けた場合、「主傷病名」はどちらを記入するのか。	35
問 13. (歯科診療所票)数年前に歯の治療を行ったが、歯冠が外れてしまい、今回はその修復のみを行った。この場合の「傷病名」はどれに該当するか。	36
【診療費等支払方法】	36

問 14.	支払方法に変更があった場合は、どのように回答すべきか。.....	36
問 15.	国民健康保険の加入者で、市の公費負担医療を受けている場合、「診療費等支払方法」は どう記入すべきか。.....	36
問 16.	交通事故の治療費について、医療保険を使って支払われたが、自動車損害賠償責任保険 が今後下りる場合、「診療費等支払方法」はどう記入すべきか。.....	36
問 17.	調査日の診療について、一旦自費や健康保険等で支払っているが、後に返金の上、別の支 払方法に変更となった場合、「診療費等支払方法」はどちらで回答すべきか。.....	36
問 18.	自動車事故の任意保険で支払った場合、どれに該当するか。.....	36
問 19.	健康保険の特例退職被保険者の「診療費等支払方法」はどれに該当するか。.....	36
問 20.	高齢受給者制度の適用を受ける患者は、どのように回答すべきか。.....	36
問 21.	2つの傷病を有する外来患者について、一方の支払いは労働災害、もう一方の傷病は他の 支払方法で支払い、診療録(カルテ)が2枚ある。調査票は診療録1枚ずつ作成すべきか。....	36
問 22.	窓口で患者が支払うお金が0円の場合はどのように回答すべきか。.....	36
その他	37
【個人情報保護】	37
問 23.	診療録(カルテ)に記載された情報を患者の同意なしに調査へ回答するのは、「個人情報の 保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)に違反するのではないか。.....	37

調査日

問1. 調査日とは、その日の午前0時からいつまでか。

(答) 調査日とは、その日の午前0時から当日の24時までです。

問2. 10月の調査日が休診の医療施設は、どのような対応をとるべきか。調査日を変更して調査するか。

(答) 調査日は変更しません。休診である旨を保健所に報告してください。なお、休診であっても救急の外来患者があった場合は、その患者について作成します。

調査票

問3. 医療施設で調査票作成する際に欄外に患者のID番号や患者名を記入してもよいか。

(答) メモとして記入しても差し支えありませんが、調査票を提出する際には患者が特定されないような措置をお願いします。

(例:鉛筆で書いて消しゴムで消す、塗りつぶす等)

調査対象

問4. 市町村主催の健康診断を施設が受託している場合、健康診断を受けに来た患者は調査対象となるか。

(答) 診療録(カルテ)を作成している場合は調査票を作成します。また、「(5) 傷病名」の「16 検査・健康診断(査)及びその他の保健医療サービス」に○を付けます。

問5. 患者が同じ日に2回受診(同日再診)した場合、調査票は別々に作るべきか。「外来の種別」、「受療の状況(歯科診療所票は「傷病名」)」、「診療費等支払方法」は、どのように回答すべきか。

(答) 同一のカルテに記録されている限り、作成する調査票は1枚とします。

- 「外来の種別」(一般診療所票では「入院・外来の種別等」)では、初診を優先して回答してください。2回とも再来であれば、再来の中で最初の受診について回答してください。
- 「受療の状況」または「傷病名」では、2回の受診について、
 - ・受診理由が同一の場合、その受診理由を回答します。
 - ・受診理由が別々の場合、医師の判断により、より重い方を回答してください。
- 「診療費等支払方法」では、受診理由が同一・別々のどちらの場合も、2回の受診で使用した支払方法の全てに○をつけてください。

また、2回の受診について別々のカルテに記録した場合は、調査票を2枚作成します。それぞれについての「受療の状況」または「傷病名」及び「診療費等支払方法」を回答ください。

提出方法

問6. 同一の施設で、複数の提出方法(電子調査票(オンライン)、電子調査票(CD-R等)、調査票(紙)から2つ以上)を併用して提出してもよいか。

(答) 同一施設からの提出方法は、同一患者の重複提出を避けるため、可能な限りすべての調査票をいずれか1つの方法で提出するようお願いいたします。

調査項目

【外来の種別】

問7. 調査日に治療を受けた傷病とは別の傷病で過去に施設を訪れていた場合、「初診」、「再来」のどちらに該当するか。

(答) 「初診」に該当します。(普段と異なる傷病での受診関連⇒ 問12 参照)

問8. 電話再診の場合、「3 通院」、「4 往診」のどちらに該当するか。

(答) 「3 通院」に該当します。

問9. (歯科診療所)調査日の午前中に歯科医師が訪問診療を行い、午後には歯科衛生士が訪問した場合、「外来の種別」は「4 訪問診療」、「5 歯科医師以外の訪問」のどちらに該当するか。

(答) 調査日に同一患者について通院、往診、訪問診療、医師以外の訪問が重複した場合は、最初に診療等を行ったものを選択します。本問の場合は「4 訪問診療」に該当します。

【受療の状況】

問10. 健康診断を受けた患者に異常が見つかり、そのまま治療を受けた場合、「受療の状況」は「1 傷病の診断・治療」、「4健康者に対する検査、健康診断(査)・管理」のどちらに該当するか。(歯科診療所票の場合、「傷病名」は「16検査・健康診断(査)及びその他の保健医療サービス」、「01～15(治療を受けた傷病名)」のどちらに該当するか。)

また、「診療費等支払方法」について、健康診断にかかった分と治療にかかった分を別々に支払うケースと、治療にかかった分も健康診断の診療費の一部として支払うケースとがあるが、どのように回答すべきか。

(答) 「受療の状況」は「1 傷病の診断・治療」とします。(歯科診療所票の場合は「01～15(治療を受けた傷病名)」とします。)

「診療費等支払方法」については、治療があったとしても健康診断の一部とみなしすべて公費負担になるのであれば、「12 その他の公費負担によるもの」(病院入院(奇数)票、病院退院票は「13 その他の公費負担によるもの」)に該当します。

一方、治療にかかった費用が患者の医療保険から支払われるのであれば、医療保険の中で該当するものに○を付けてください。

問11. 複数の傷病名がある場合、何を基準にして主傷病名を選ぶべきか。診療報酬の高い傷病名を主傷病名としてよいか。

(答) 医師又は歯科医師の判断により、より重い傷病名を主傷病名として記入します。

患者調査では、必ずしも診療報酬の高い傷病名を主傷病名とはしておりません。なお、より重い傷病の診療報酬がより高いとは限りませんので、ご注意ください。

問12. 傷病Aで通院していた患者が、調査日に異なる傷病Bで診療を受けた場合、「主傷病名」はどちらを記入するのか。

(答) 調査日に主に診療した傷病名を記入(歯科診療所の場合は傷病名に○を付与)します。(普段と異なる傷病での受診関連⇒ 問7 参照)

問13. (歯科診療所票)数年前に歯の治療を行ったが、歯冠が外れてしまい、今回はその修復のみを行った。この場合の「傷病名」はどれに該当するか。

(答) 歯冠修復は「12 歯の補てつ(冠)」とします。

【診療費等支払方法】

問14. 支払方法に変更があった場合は、どのように回答すべきか。

(答) 調査日時点での診療費等支払方法を記入します。退院患者の場合は、退院時の支払方法を記入します。

問15. 国民健康保険の加入者で、市の公費負担医療を受けている場合、「診療費等支払方法」はどう記入すべきか。

(答) 条例等により公費負担医療を受けている患者は、以下の3つに○が付きます。

- ・「2 医療保険等、公費負担医療」
- ・「I (医療保険等)」は、その患者の加入している保険(この場合「03 国民健康保険」)
- ・「II (公費負担医療)」は、「12 その他の公費負担によるもの」に○を付けます。

問16. 交通事故の治療費について、医療保険を使って支払われたが、自動車損害賠償責任保険が今後下りる場合、「診療費等支払方法」はどう記入すべきか。

(答) 自動車損害賠償責任保険の適用が決定しているのであれば、「07 自動車損害賠償保障法」とします。

問17. 調査日の診療について、一旦自費や健康保険等で支払っているが、後に返金の上、別の支払方法に変更となった場合、「診療費等支払方法」はどちらで回答すべきか。

(答) 変更後の支払方法を回答してください。

問18. 自動車事故の任意保険で支払った場合、どれに該当するか。

(答) 任意保険で支払った部分について、「診療費等支払方法」は「1 自費診療(保険外併用療養費を含む)」に該当します。

問19. 健康保険の特例退職被保険者の「診療費等支払方法」はどれに該当するか。

(答) 退職前に加入していた医療保険が該当します。(「I (医療保険等)」の中の「04 退職者医療」とは異なります。)

問20. 高齢受給者制度の適用を受ける患者は、どのように回答すべきか。

(答) 「I (医療保険等)」では、加入している医療保険に○を付け、「II (公費負担医療)」に該当するものがあれば、こちらにも○を付けます。

問21. 2つの傷病を有する外来患者について、一方の支払いは労働災害、もう一方の傷病は他の支払方法で支払い、診療録(カルテ)が2枚ある。調査票は診療録1枚ずつ作成すべきか。

(答) 別々の傷病でそれぞれ診療録がある場合、調査票は2枚作成してください。

問22. 窓口で患者が支払うお金が0円の場合はどのように回答すべきか。

(答) 患者が窓口で支払う金額が0円でも、費用が医療保険や公費負担・介護保険等で賄われている場合

は、該当する番号に○をつけてください。

また、窓口支払いも0円かつ費用をどこにも請求しない場合は「1 自費診療(保険外併用療養費を含む)」のみに○をつけてください。

その他

【個人情報保護】

問23. 診療録(カルテ)に記載された情報を患者の同意なしに調査へ回答するのは、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)に違反するのではないか。

(答) 一般に、個人情報の取扱いについては個人情報保護法により利用目的による制限(同法第18条)や第三者への提供の制限(同法第27条)が課せられています。しかし、患者調査は「統計法」に基づく基幹統計調査であり、個人情報保護法の「法令に基づく場合」という例外規定(第18条第3項第1号及び第27条第1項第1号)に該当するため、医療施設は患者本人の同意を得ることなく調査への回答が可能となります。

なお、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日、個人情報保護委員会・厚生労働省)」において、個人情報の取扱いについて具体的な留意点や事例等が示されています。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。